



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 3 日 (火)
第 8 9 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (631) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の指定の辞退の届出 (632) (〃) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (633) (総合療育センター) 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (634) (緑豊かな自然課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (635) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (636) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (637) (会計指導課) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 3
◇ 正 誤	平成29年 9 月 26 日付鳥取県公報第8938号中訂正 6

告 示

鳥取県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	介護予防訪問看護	平成29年7月31日

鳥取県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	辞退年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護	平成29年9月30日

鳥取県告示第633号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立総合療育センター等給食調理業務委託者選定プロポーザル審査会	平成30年度から平成32年度までの3年間の鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校の給食調理業務及び付随する業務の受託者の選定に関する事項	平成29年8月31日から同年12月31日まで	総合療育センター

鳥取県告示第634号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づ

き、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の狩猟免許の種類	平成 29 年 9 月 25 日

鳥取県告示第 635 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人慶光会	岡山県真庭市蒜山上福田 1201-8	ワークスクラよし	倉吉市関金町関金宿 2710-1	就労継続支援 B 型	平成 29 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 636 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人クロスジョブ	大阪府堺市堺区市之町東六丁目 2-16	クロスジョブ米子	米子市大工町 97	就労移行支援	平成 29 年 10 月 1 日

鳥取県告示第 637 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 29 年 10 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
390	山陰合同銀行米子西支店	所在地	米子市錦町三丁目 105-6	米子市錦町三丁目 90-5	平成 29 年 10 月 2 日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月3日

鳥取県立鳥取工業高等学校長 上 原 正 樹

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

鳥取県立鳥取工業高等学校パソコン実習室2及びパソコン実習室3パソコンほか

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

(4) 納入期限

平成29年12月28日(木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料(保守料等を含む。)の総額を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されているものであること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成29年10月11日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年10月3日(火)から同年11月17日(金)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年10月3日(火)から同年11月17日(金)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの(当該物品が故障した場合に、鳥取県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。)であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

電子メール toriko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成29年10月3日(火)から同月30日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年11月17日(金)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月16日(木)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年10月30日(月)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers

(2) October 30, 2017 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 17, 2017 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(November 16, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Technical High School 111 Shozan, Tottori-shi, Tottori 689-1103, Japan

TEL : 0857-51-8011

正 誤

平成29年9月26日付鳥取県公報第8938号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 下から12

誤 平成29年10月11日

正 平成29年10月10日